

あなたの意思是 ちばぎんが責任を持って実行します。

万一のとき、あなたが気がかりなことは何でしょうか。
その不安を解消し、万一の時にも後悔をしないための備え、
それが「遺言」です。遺言に込めたあなたのお気持ちは、
ちばぎんが責任を持って、相続人の皆さまにお伝えします。

「遺言」を考えてみませんか？

法定相続人以外にも財産を譲りたい

- ・病気の世話をしてくれた息子の嫁や娘の婿に遺産をあげたい
- ・かわいい孫にも遺産をあげたい
- ・内縁の妻にも遺したい
- ・福祉・教育・芸術など世の中のためになることに寄付したい

法定相続分と違う割合で遺したい

- ・妻の生活安定のために、多く遺したい
- ・病気の子供が心配なので、多く配分したい
- ・子供がいないので、遺産の全てを妻や夫に遺したい

特定の財産を譲る相続人を指定したい

- ・事業を継承する長男に、会社の株式を多く渡したい
- ・同居している子どもに、家を継いで欲しい

後に残る家族の負担を軽減してあげたい

- ・分割協議や各種手続の手間を省力化してあげたい

こんな方には…

ちばぎんの遺言信託

ちばぎんの遺言信託では、「遺言作成」「遺言執行(引受予諾付き)」の、二つの業務をご用意しています。二つの業務をあわせてご利用いただくことで、遺言の作成から執行に至る過程を、ちばぎんがトータルでサポートさせていただきます。

遺言作成サポートサービス

財産目録を作成し、資産承継に関するお客様の考え方を整理するとともに、資金(納税)計画、事業承継、不動産の有効活用、資産運用等、お客さまの資産を多面的に分析し、より良い資産承継プランの決定にお役立ていただくために報告書を作成いたします。

遺言執行引受予諾業務

遺言書をちばぎんにてお預かりし、相続開始後に遺言書の内容に沿って、執行手続きを行うサービスです。

※ただし、予諾したとしても、事情によっては、やむをえず、遺言執行者に就職せず、執行手続きを行わない場合があります。

※遺言書にはいくつかの種類がありますが、このサービスをご利用いただく際には、公正証書遺言を作成いただきます。また、事前に内容の相談を行うとともに、原則として、遺言証書作成の際には、当行職員が証人として立ち会います。